

川棚町消防団について

川棚町消防団は、サラリーマン・自営業者・公務員等の多様な職種の人々で構成され、約250名の消防団員が各種災害に備えて活動しています。

年間を通じて訓練や装備の点検を行い、町民の安心を守るために、地域防災力の要となっています。

地域に貢献したい人、地域との交流を持ちたい人、地域防災に興味のある人など、ともに消防団で活躍する仲間を募集しています。

お知らせ

「川棚町消防団入団の手引き」を策定しました！

この度、川棚町消防団では、消防団に興味を持ってもらい、多くの方に入団していただくよう、消防団の活動内容や役割などをわかりやすく紹介した「川棚町消防団入団の手引き」を策定しました。

消防団とは

消防団は消防組織法に基づき「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神の下、自らの意思で参加した町民により組織されている消防機関の一つです。

消防団員は、日頃から自らの仕事を持ちながら、平時の訓練や火災等の災害発生時に出動して消防活動を行います。

なお、川棚町消防団は、本部、7つの分団、ラッパ隊で組織され、団長の指揮・指導の下で活動しています。

川棚町消防団実員および管轄区域

令和3年6月1日現在

本・分団	定員	実員	管轄区域
本 部	22	19	
第1分団	44	32	数石、新百津、若草、山手、旭ヶ丘、下百津、上百津、栄町、岩立、城山
第2分団	43	44	石木、川原、岩屋、木場、上組
第3分団	41	37	猪乗、五反田、中山
第4分団	32	29	平島1~4丁目、新町
第5分団	35	32	野口、中組、宿、下組、国病
第6分団	35	27	尾山、琴見ヶ丘、東白石、西白石、三越
第7分団	38	32	大崎、東小串、西小串、惣津、新谷
計	290	252	

消防団の主な活動

川棚町消防団では、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活に寄与するため、年間を通して次のような活動を行っています。

1. 災害活動

火災・風水害・地震災害等の各種災害が発生した場合は、消防署と消防団が一体となり、迅速に消火活動や救出活動を行います。

2. 広報活動・警戒活動

春・秋の火災予防運動に伴う広報活動を行い、地域の火災予防の啓発を行い、年末や災害が予想されるときに警戒活動を行います。

3. 教育・訓練活動

火災や各種災害に対応するためには、専門知識・技能の習得が必要であり、そのための訓練が重要となります。消防団員の県消防学校への入校や、水防・消火訓練等を行い、災害対応力の向上に努めています。

4. 消防団年間活動【参考】

- 4月 辞令交付式
- 4月 研修（初任者・部長班長）
- 8月 夏季訓練（全団員）
- 11月 火災防御訓練（全団員）
- 11月 秋の全国火災予防運動
- 12月下旬 . . 年末警戒
- 1月 消防出初式
- 3月 春の全国火災予防運動
- 例月 消防車両・装備点検（毎月2回）

5. 消防団員になるためには

【入団資格】

入団するための要件は、「川棚町消防団員の定員、任免、服務等及び給与に関する条例」において、次のように定められています。

- (1) 当該消防団の管轄区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

【消防団員の身分】

消防団員の法的な身分は、ボランティアではなく、特別職の公務員となります。また、その活動に対して次のような支給や補償があります。

- ・ 役職（階級）に応じて年額の報酬が支給されます。

- ・ 水火災等への出動や訓練の参加に対して出動手当が支給されます。
- ・ 活動に必要な被服が貸与されます。
- ・ 活動中に怪我をされた場合、法令等に基づき補償されます。
- ・ 5年以上勤続された場合、退団するときに、勤続年数と階級に応じて退職報償金が支給されます。

【入団の申し込み】

消防団へ入団を希望される人は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。管轄となる分団長を介して、入団届を提出してもらうことで、入団が可能となります。

お問い合わせ
川棚町総務課 防災交通係
電話 0956-82-3131